

# 資料 1

## 人・農地プラン(案)について (抜粋)

1	人・農地プラン(案)について(諮問) .....	1 頁
2	人・農地プランの実質化について .....	2 頁
3	実質化された人・農地プラン(案)【大野島地区】 .....	9 頁
4	実質化された人・農地プラン(案)【野孫地区】 .....	13 頁
5	実質化された人・農地プラン(案)【島根地区】 .....	17 頁

(写)

経農農政第2781号  
令和4年11月7日

さいたま市都市農業審議会  
委員長 高柳 長直 様

さいたま市長 清水 勇



人・農地プラン（案）について（諮問）

このことについて、さいたま市都市農業の振興に関する条例第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会へ諮問します。

記

1 諮問事項

人・農地プラン（案）について

2 諮問理由

人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号）第2において、市町村は市町村において効率的かつ安定的に農業経営を営む者その他の者によって構成する会議を設け、その意見を聴いた上で、話し合いの結果をとりまとめ、人・農地プランとして公表することとしているため。

3 人・農地プラン（案）

別紙のとおり

担当 経済局農業政策部農業政策課  
生産振興係 上原  
直通 048-829-1378

# 人・農地プランの实质化について

---

さいたま市農業政策課

# 人・農地プランとは・作成するメリット

## 人・農地プランとは

- ✓ 人・農地プランとは、地域の農業者の話し合いに基づき、5年後・10年後の地域農業の未来を共有するとともに、地域の中心となる農業者の将来展望や農地の利用調整を明確にするものです。
- ✓ 具体的には、「将来にわたって地域の農地を誰が担っていくか」「誰に農地を集積・集約化していくのか」を地域の皆さんで決めていただきます。
- ✓ 農林水産省が平成24年から推進している取組であり、さいたま市としても市内の各農業集落に対して、人・農地プランの作成の働きかけを行っています。

## プランを作成することによるメリット

地域で人・農地プランを作成した場合に、以下のような支援を受けることが可能です。  
(支援メニューの例)

対象	事業名	概要
個人	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	経営基盤をさらに発展するために必要な農業機械の導入を支援。
個人	農業次世代人材投資事業	49歳以下の新規就農者に対し、資金を交付。(最長5年間、最大150万円)
個人	スーパーL資金	貸付当初5年間は実質無利子にする。
地域	地域集積協力金	地域としてまとまった農地を機構に貸し付けた地域に対し、協力金を交付。 (最大2.2万円/10a)

## 人・農地プランの実質化に必要なこと

次の1から3までの地域の話合いのプロセスを一つ一つステップを踏んで作成された人・農地プランを「実質化された人・農地プラン」としています。

### 1 アンケートの実施

対象地区内の耕地面積の少なくとも過半について、農業者（耕作者又は地権者）の年齢と後継者の有無等をアンケートで確認。

### 2 現況把握

1を地図化し、5～10年後に後継者がいない農地の面積を「見える化」し、話合いの場で活用。

### 3 今後地域の中心となる経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成

1、2を基に、農業者、自治体、農業委員会、JA、土地改良区等の関係者が徹底した話合いを行い、5～10年後の農地利用を担う経営体の在り方を原則集落ごとに決めていく。

# ステップ1：アンケートによる地域の状況の把握

地域の農業者の年代分布や後継者の有無といった地域の状況が分かるようにアンケートを行います。

## 実質化に必要なアンケート調査の割合

回答してくれた農地所有者又は耕作者の耕作面積が対象地区内の遊休農地を除く農地の少なくとも過半を占めていることが必要。

## ポイント

- 1 農地の貸付けや農地バンクの活用に関する意向など、プラン実現に必要な項目も積極的に把握。
- 2 アンケート以外の方法で将来の農地利用の意向が把握できれば、それを使うことも可能。

## アンケート例

氏名：〇〇〇〇 電話番号：〇〇〇

年齢：〇〇才

- 農業後継者はいらっしゃいますか。
  - 1 経営主の家族・親戚
  - 2 1以外の農業者
  - 3 後継者のメドはついていない。
- 現在耕作する農地を今後どうしたいか。
  - 1 耕作する農地を拡大したい。
  - 2 現状の耕作規模を維持したい。
  - 3 耕作規模を縮小し、貸したい、売りたい
  - 4 分からない

## ステップ2：アンケート結果を基にした地図化・地域での話し合い

### ○ アンケート結果を基にした地図

耕作者が75歳以上で後継者がいない農地を抽出し、話し合いに活用。



### ○ 地域での話し合い

参加者が意見を出しやすいように、円卓方式での話し合いを実施。



# 実質化された人・農地プラン（必須項目）記載例

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
〇〇市	〇〇地区 (A集落、B集落、C集落)	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	〇〇ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	〇〇ha
③地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	〇〇ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	〇〇ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	〇〇ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、〇才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、A集落では〇ha、B集落では〇ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

A集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者aが担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
B集落の水田利用は、中心経営体である〇〇営農組合や認定農業者bが担い、樹園地利用については中心経営体である認定農業者cと基本構想水準到達者dが担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。
C集落の水田利用は、中心経営体である△△営農組合が担い、畑利用については中心経営体である認定農業者e、fと認定新規就農者gが担っていく。



# 実質化された人・農地プラン（任意項目） 記載例

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>例 農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、○筆、○○○○㎡となっている。</p>
<p>例 農地中間管理機構の活用方針 ○○地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>例 基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、○○地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>例 作物生産に関する取組方針 米、麦などの土地利用型作物についてはブロックローテーションに取り組むとともに、土地利用型作物以外に、○○地区を中心に収益性の高い○○や○○などの園芸作物の生産や、特産加工に向けた○○の生産に取り組む。</p>
<p>例 鳥獣被害防止対策への取組方針 地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>例 災害対策への取組方針 水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、○○や○○などに取り組む。</p>

## (参考)農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	○○町○○番	○○○○		
2	○○町○○番	○○○○		
3	○○町○○番	○○○○		
4	○○町○○番		○○○○	
5	○○町○○番		○○○○	
6	○○町○○番			○○○○
	計	○○○○	○○○○	○○○○

※ 農業委員・推進委員は、アンケート調査や地域の話合い等を通じて、貸付け意向のある個々の農地の地番や面積を把握し、中心経営体との具体的なマッチングにつなげていくことが大切です。

※ プランをそのまま公表する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。  
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン(案)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
さいたま市	岩槻区大野島地区	年 月 日	年 月 日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	46.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	34.8ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	16.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	10.9ha

注1:③の「●才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

<p>アンケート調査の結果、後継者未定の70歳以上の農業者が耕作する農地が約4haあり、高齢化及び後継者不足が徐々に進んでいる。リタイアを予定する農業者が安心して農地を任せられる担い手を育成していくことが今後の課題。</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心経営体である地域内の担い手及び今後規模拡大を検討している担い手が農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を図っていく。</li> <li>・新規就農者の確保・育成または既存農業者の組織化等を検討し、農地を安心して任せられる担い手を育成する。</li> </ul>
---

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>地域内の担い手が経営発展していくために、経営規模の拡大や作業効率の向上等を行い、安定した農業経営を行っていく。</p>
<p>将来の経営農地の集積・集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、中心経営体への配分変更を進め、農地を維持していく。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者A	水稲、露地野菜、施設野菜	1.9 ha	水稲、露地野菜、施設野菜	1.9 ha	
認農	農業者B	施設野菜、水稲、露地野菜	3 ha	施設野菜、水稲、露地野菜	3.5 ha	
認農	農業者C	水稲、露地野菜、施設野菜	2.8 ha	水稲、露地野菜、施設野菜	3.3 ha	
認農	農業者D	水稲、露地野菜、施設野菜	1.5 ha	水稲、露地野菜、施設野菜	1.5 ha	
認農	農業者E	水稲、露地野菜	0.7 ha	水稲、露地野菜	0.7 ha	
認農	農業者F	水稲、露地野菜	0.7 ha	水稲、露地野菜	1.4 ha	
認農	農業者G	水稲、露地野菜	10 ha	水稲、露地野菜	18 ha	
認農	農業者H	施設野菜、水稲、露地野菜	3.1 ha	施設野菜、水稲、露地野菜	4 ha	
認農	農業者I	水稲、露地野菜	1.6 ha	水稲、露地野菜	1.6 ha	
認農	農業者J	水稲、露地野菜	3.1 ha	水稲、露地野菜	3.1 ha	
認農	農業者K	水稲、露地野菜	2.2 ha	水稲、露地野菜	2.2 ha	
認農	農業者L	水稲、施設野菜	0.6 ha	水稲、施設野菜	0.6 ha	
認就	農業者M	露地野菜	0 ha	露地野菜	0.3 ha	
計	13経営体		31.2 ha		42.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区区内における中心経営体の経営面積を記載します。

## 実質化された人・農地プラン(案)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
さいたま市	岩槻区野孫地区(野孫集落)	令和4年7月28日	年 月 日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	47.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	28.6ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.5ha
(備考)	

注1:③の「●才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

アンケート調査の結果、60代以上の農業者の割合が80%を超えており、高齢化及び後継者不足による離農が徐々に進んでいく可能性がある。リタイアを予定する農業者が安心して農地を任せられる担い手を育成するとともに現在地域の中心となって耕作している担い手が耕作をしやすくするために農地の集約化や基盤整備を進めていくことが今後の課題。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・中心経営体である地域内の担い手及び今後規模拡大を検討している担い手が農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を図っていく。  
 ・新規就農者の確保・育成または既存農業者の組織化等を検討し、農地を安心して任せられる担い手を育成する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

地域内の農業者が高齢化しているため、新規参入者が入りやすい環境を作れるように、地域全体で検討していく。

将来の経営農地の集積・集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、中心経営体への配分変更を進め、農地を維持していく。

農地中間管理事業を通じた農地の貸借を現状の20%から拡大させ、担い手への農地の集約化を進めていくとともに、機構関連基盤整備事業等による区画の大区画化等を進めていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者A	水稲、コマツナ	0.5 ha	水稲、コマツナ	0.5 ha	
認農	農業者B	水稲	4 ha	水稲	4 ha	
認農	農業者C	水稲、クワイ	3 ha	水稲、クワイ	4 ha	
認農	農業者D	水稲、クワイ	4 ha	水稲、クワイ	5 ha	
認農	農業者E	水稲	3.5 ha	水稲	3.5 ha	
認農	農業者F	水稲、コマツナ	2.2 ha	水稲、コマツナ	2.2 ha	
認農	農業者G	水稲、コマツナ、イチゴ	0.5 ha	水稲、コマツナ、イチゴ	1 ha	
			ha		ha	
計	7経営体		17.7 ha		20.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

## 実質化された人・農地プラン(案)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
さいたま市	西区島根地区(西区島根)	令和4年10月28日	年 月 日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	44.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	38.5ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	8.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	1ha

注1:③の「●才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

<p>農業従事者の高齢化や離農により、地区内の農地の荒廃化が懸念される。 用排水路の整備が出来ておらず、耕作がしづらい農地が多い。</p>
---

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>地区内に規模拡大を希望する農業従事者がいないため、さいたま市等の行政機関と連携して外部からの新規参入者や企業の受入れを進めていく。</p>
--

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>農業の生産効率の向上を図るため、用排水、農道等の基盤整備に取り組む。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者A	水稲	6 ha	水稲	7 ha	
	1経営体					

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。